

必要書類（生産緑地法第8条第6項に基づく届出）

●必要書類

- ① 生産緑地地区内非常災害応急措置届出書（様式1）
- ② 位置図（住宅地図等）
- ③ 応急措置内容がわかる図面等
- ④ 現況写真
- ⑤ 公図の写し（発行日から三ヶ月以内もの）
- ⑥ 土地登記事項証明書（全部事項証明書）（発行日から三ヶ月以内もの）
- ⑦ 委任状（代理人に委任する場合のみ・任意様式）
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

●提出部数

1部

●提出時期

生産緑地地区内において非常災害のため必要な応急措置として、次に掲げる行為をした場合は、その行為をした日から起算して14日以内に提出いただく必要があります。

<届出が必要な行為>

- (1) 建築物その他の工作物の新築，改築または増築
- (2) 宅地の造成，土石の採取その他の土地の形質の変更
- (3) 水面の埋立てまたは干拓

[提出先及び問合せ先]

豊中市都市計画推進部都市計画課（市役所第2庁舎4階）

都市計画係 電話：06-6858-2089